

# **B&G** 海洋クラブ 登録の手引き

2019 年 4 月

公益財団法人フルーシー・アンド・グリーンランド財団

# 1. B&G ってなに？

## (1) B&G 財団とは？

B&G 財団とは、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通じて、次代を担う青少年の健全育成と幼児から高齢者までの“心とからだの健康づくり”を推進している団体です。1973年に設立され、ボートレースの収益金により、全国480市町村に地域海洋センター（プール・ボートハウス・体育館）を建設し、地元自治体に無償譲渡しました。また、施設づくりだけでなく、組織・指導者づくりをはじめ、現在では、地域活性化やインクルーシブ社会の実現等に向けて、様々な事業を展開しています。

【財団 HP】 <https://www.bgf.or.jp/>

## (2) B&G 海洋クラブとは？

「B&G海洋クラブ」は、マリンスポーツの実践活動や水辺の安全教育を通じて、青少年の心と身体を鍛え、海に対する理解を深めるとともに、地域の活性化など社会に貢献する活動を行う団体です。公益財団法人日本財団の助成を受け、B&G財団が支援しています。2019年2月現在289クラブが活動を行っています。

## (3) 新規海洋クラブ登録制度とは？

- 新規クラブ登録制度では、B&G財団の趣旨に賛同する団体を募集します。また、クラブ登録することにより、申請団体側の事業・活動の拡大及び向上が図れる団体を登録します。
- マリンスポーツ活動や環境学習など、水辺の活動を実施する団体も対象に、審査の上、B&G海洋クラブとして登録を行います。
- 登録した海洋クラブには、活動を推進するために必要なマリンスポーツなどを楽しむ活動の器材を配備し、おおむね3年間（最短2年）のうちに活発な運営実績が確認できたクラブには、器材を無償譲渡します。



## 2. 申請要項

### (1) 申請団体

青少年や地域住民を対象とした、水辺に親しむ活動に取り組む団体が対象となります。

#### A) マリンスポーツや環境学習等を推進する自治体・民間団体等

マリンスポーツや海洋教育等を推進し、非営利な活動に取り組む団体が対象です。すでに活動を行っている既存団体(NPO 法人や任意団体など)、新規で団体を立ち上げて新たに活動を始める新規団体(個人による申請)も対象です。

#### B) 現時点で B&G 海洋クラブを有していない

##### 全ての B&G 海洋センターまたは海洋センター所在自治体

すでに B&G 財団で建設し、譲渡した艇庫を有する海洋センターについては、原則として、追加の器材配備はありません。

### (2) 申請期間

申請期間は以下の通りです。必ず申請書類一式(P5・6 参照)を期日までに以下の送付先にお送り下さい。

申請期間

**2019年4月1日～5月31日(必着)**

送付先

**B&G財団 事業部 海洋センター・クラブ課 (クラブ登録担当)**

住所：〒105-8480

東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル 9階

Tel：03-6402-5314









Fax：03-6402-5315

E-mail：center@bgf.or.jp

※送付方法については、(6) 申請書類(P5・6)を参照ください。

### (3)申請条件

以下の「申請条件」を満たす団体が申請可能です。

申請条件詳細	
①	<p>「B&amp;G 財団」の理念及び「海洋クラブ活動」の目的・趣旨（P1 参照）に賛同し、主に水辺を中心とする自然体験活動を推進すること。</p> <p>【クラブ活動例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>カヌー体験などの活動      水辺の観察などの活動      ビーチなどでの水辺の活動</p>
②	<p>クラブ組織に、活動に係る運営・指導ができ、財団との事務連絡が可能なスタッフが計5人以上（代表者含む）いること。</p>
③	<p>海や川、湖などの定期的に活動できる自然フィールドがあること。</p> <p>【活動場所例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>海                                  ダムや湖沼                                  河川や水際場所</p>
④	<p>活動器材を安全に保管できる場所が確保できること。</p>
⑤	<p>これまでの活動実績が年間活動人数 300 人、年間活動日数 10 日以上であること。また、新規で立ち上げ、申請する団体については、B&amp;G 海洋クラブとしての活動が年間 300 人以上、10 日以上実施できる計画であること。</p>
⑥	<p>「B&amp;G●●海洋クラブ」の名称で周知・活動できること。また、「B&amp;G●●海洋クラブ」の看板を掲示できること。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 20px; font-size: 2em;">➡</div>  </div> <p style="text-align: center;">クラブハウス入口に設置</p>

## (4)申請に係る注意点

### ①「海洋クラブ」名称での活動について

クラブ活動を、「●●B&G 海洋クラブ」として活動した人数が、海洋クラブ活動に係る活動人数です。そのため、既存の団体等からの申請については、「既存団体の名称で行う活動」と「海洋クラブの名称で行う活動」と分けた形で活動計画書等を作成して下さい。なお、登録後に「既存団体＝海洋クラブ」の活動とする場合は分ける必要はありません。

※計画書の書き方は「申請書類」内の参考見本をご確認下さい。

### ② 審査について

審査については、書類審査及び現地視察・ヒアリングを行い、実績・計画等を総合的に判断し、基準に基づき審査を行います。

登録後の器材配備に係る配備金額の基準条件は以下の通りです。

金額	条件		備考
	実績人数	計画人数	
上限 200 万円	1,000 人以上	1,200 人以上	
上限 100 万円	600 人以上	800 人以上	
上限 50 万円	300 人以上	500 人以上	既存団体に適応
	—	300 人以上	新規団体に適応

※赤字については、必須条件となります。必ず赤字以上の人数を申請書にご記載下さい。なお、上記の条件は、あくまでも基準条件となります。計画や活動実績等の内容によっては、上限金額が上下する場合があります。

※なお、10 日以上の実地を実施することも条件となります。

### ③ 登録後に実施いただきたい活動について

登録時には、別途実施頂きたい内容や報告等があります。特に下記の活動については、海洋クラブ登録後に実施するものとし、申請書類（年間活動計画書）にご記入下さい。

内容詳細	
①	<p><b>水辺の安全教育プログラムの実施（年 3 回以上）</b></p> <p>マリンスポーツや水辺の活動を安全に楽しく提供するため、B&amp;G 財団では、水辺の安全に関する教育を啓発しています。「水辺の安全教室」としてプログラム化されており、各海洋クラブでも活動や事業と同時に実施してください。詳細は、以下の URL よりご確認ください。</p> <p><a href="https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/detail.html#download">https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/detail.html#download</a></p>

②	<b>「海の日」事業の実施</b> 「海の日」または近辺日時で、「海の日」にちなんだ「体験会」や「観察会」の実施をしてください。
③	<b>クリーン活動の実施（年2回以上）</b> 日頃活動している水面を定期的に清掃し、環境意識の向上と地域愛を育むことを目的にクリーン活動を実施してください。

## (5)審査スケジュール

申請受付からのスケジュールはおおむね以下のとおりです。

項目	時期	内容
申請締切日	2019年5月末日	締切日必着
書類審査	2019年6月	申請書類等による書類審査
現地審査	2019年7月～9月	原則、書類審査を通過した場合、1～2回程度の視察・ヒアリングによる審査を行います。
登録決定	2019年10月頃	

## (6)申請書類

2019年5月31日必着にて、以下の指定様式にて書類をご提出下さい。なお、別途デジタルデータを送付して下さい。第1号様式以外はデジタルデータでの提出のみでも受付可能です。個人情報には必ず厳守致します。

	書類	内容	チェック欄
1	海洋クラブ登録申請書（第1号様式）	申請条件を確認し、押印の上ご提出下さい。	
2	申請団体情報記入書（第2号様式）	詳細をご記入下さい。	
3	クラブ登録申請理由書（第3号様式）	具体的にご記入下さい。	
4	申請器材事業計画書（第4号様式）	該当配備金額は、「2.申請要項（4）申請に係る注意点」をご確認下さい。	
5	指導者名簿（第5号様式）	保有資格・指導歴もご記入下さい。	
6	年間活動計画書（第6号様式）	見本を参考にご記入下さい。	
7	年間活動実績報告書（第7号様式）	同上	
8	活動に関する調査票①（第8号様式）	各質問にご回答下さい。	

9	活動に関する調査票②（第9号様式）	写真も必ず貼付	
10	写真 ※使用水面全体・水際（舟艇乗降場所） 状況・舟艇保管場所の写真	Word ファイル等に貼り付けてご提出下さい。	

※上記の提出書類の他に、審査に必要な書類を提出して頂く場合があります。当財団から提出依頼があった場合は速やかに提出をお願い致します。以下は提出書類の例です。

書類名	備考
①収支決算書/予算書等（様式あり）	
②保有活動器材一覧表（様式あり）	
③水面や舟艇保管場所使用に係る同意書等	許可が必要な可能性があるとは判断される場合
④指定管理者仕様書等	指定管理者からの申請等の場合
⑤代表者履歴書	市販の履歴書等により提出
⑥位置図	より詳細な使用水面・艇地場の把握のため

### 3. 登録後の支援について

海洋クラブとして登録した団体は、**上限50～200万円**の活動器材配備の支援を行います。配備器材はおおむね**3か年無償貸与**（当財団との貸与契約を締結）し、貸与期間の**活動実績**により、貸与した**器材を無償譲渡**（当財団との譲渡契約を締結）します。なお、貸与契約や譲渡契約に違反した場合は、**配備器材の返却、配備に要した費用の弁償**などを行って頂きます。

最後に、新規海洋クラブ登録団体については、公平な審査の上、登録団体を審査しております。年間に登録するクラブ数には限りがありますので、申請頂いても登録に至らない場合がありますことをご了承下さい。



#### —お問い合わせ—

B & G財団 事業部 海洋センター・クラブ課（クラブ登録担当）

Tel : 03-6402-5314 Fax : 03-6402-5315

E-mail : center@bgf.or.jp

ホームページ : <http://www.bgf.or.jp/>